

取引上の悩み相談窓口(中小企業庁が設置)

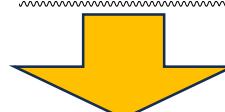
# 「取引かけこみ寺」

必要に応じてご利用ください

下請取引の適正化の推進を図ることを目的とした事業で、中小企業者が、相談員や弁護士に相談したり、調停[裁判外紛争解決(ADR)手続き]について無料で行えるシステムです。

- 「取引かけこみ寺」 HP  
<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>

- 「取引かけこみ寺」 チラシ



**無料相談**

全国48か所に設置された「取引かけこみ寺」では、中小企業等の取引上の悩みの相談に企業間取引や取扱法などに詳しい**相談員**や**弁護士**が無料で相談に応じています。

**秘密**は厳守します。

悩みが大きくなる前にお近くの「取引かけこみ寺」にまずはご相談ください。

- 相談は、業種を問わず、中小企業等の皆さまからの「取引に関する相談」であれば、お話を伺います。
- 相談内容はもちろんのこと、相談を受けたこと自体も秘密として取り扱いますので、安心してご相談ください。
- トラブルの相手先への連絡も当然いたしません。
- 匿名でも相談を行うことができます（弁護士への相談を除く）。

※取引あつせん、経営、技術、金融、労働、交通事故等、一般的な法律相談に関する相談は、お受けできません。

※悩みの相談に対して助言等を行いますが、相談者に代って手続、対応は行いません。

**相談の流れ**

**Step1**

相談を希望する中小企業等の方 → 電話・メール・面談 → 無料相談（相談員）

相談員等がまずはご相談内容をお聞きします。

移動弁護士相談会

**Step2**

無料相談（弁護士）

各都道府県に無料相談弁護士を配置しています。

裁判外紛争解決手続（ADR）

中小企業庁への通報

※取扱法違反の疑いがある場合

より適切な相談機関のご紹介

## 取引かけこみ寺 一覧

相談無料/全国48か所/秘密厳守/匿名相談可能  
フリーダイヤル **0120-418-618**

【受付時間】平日9:00~12:00 / 13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) お近くの「取引かけこみ寺」につながります。	
本部:(公財)全国中小企業振興機関協会	03-5541-6655
(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2408
(公財)21あおもり産業総合支援センター	017-775-3234
(公財)いわて産業振興センター	019-631-3822
(公財)みやぎ産業振興機構	022-225-6637
(公財)あきた企業活性化センター	018-860-5622
(公財)やまがた産業支援機構	023-647-0662
(公財)福島県産業振興センター	024-525-4077
(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	029-224-5318
(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2603
(公財)群馬県産業支援機構	027-265-5027
(公財)埼玉県産業振興公社	048-783-4440
(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2654
(公財)東京都中小企業振興公社	03-3251-9390
(公財)神奈川県産業振興センター	045-633-5200
(公財)にいがた産業創造機構	025-384-0857
(公財)長野県産業振興機構	026-227-5013
(公財)やまなし産業支援機構	055-243-8037
(公財)静岡県産業振興財団	054-273-4433
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3069
(公財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1082
(公財)三重県産業支援センター	059-228-7283
(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5622
(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1219
(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7426
(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
(公財)京都産業21	075-315-8590
(公財)大阪産業局	06-4256-3502
(公財)ひょうご産業活性化センター	078-977-9109
(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-36-8311
(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3412
(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6703
(公財)しまね産業振興財団	0852-60-5114
(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9670
(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7703
(公財)やまぐち産業振興財団	083-902-3722
(公財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
(公財)かがわ産業支援財団	087-868-9904
(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1268
(公財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(公財)福岡県中小企業振興センター	092-260-6017
(公財)佐賀県産業振興機構	0952-34-4416
(公財)長崎県産業振興財団	095-820-8836
(公財)くまもと産業支援財団	096-289-0311
(公財)大分県産業創造機構	097-534-5300
(公財)宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
(公財)かごしま産業支援センター	099-219-1274
(公財)沖縄県産業振興公社	098-859-6237

中小企業 小規模事業者 フリーランス の皆さん

# 取引上の悩み抱えていませんか？



悩んだらここに相談を！

これまでの「下請かけこみ寺」は2026年1月1日より「取引かけこみ寺」に名称変更しました。

**取引かけこみ寺**

<https://www.zenkyo.or.jp/kakemaki/index.htm>



相談無料  
全国48か所  
秘密厳守  
匿名相談可能

**0120-418-618**

【受付時間】平日 9:00~12:00 / 13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用になります。お近くの「取引かけこみ寺」につながります。



「取引かけこみ寺」では、中小企業・小規模事業者・フリーランスの皆さんに抱える取引上の悩み相談をお受けします。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。



中小企業庁

中小企業庁委託事業

(公財)全国中小企業振興機関協会

## CASE 1 代金の未払い・支払遅延

- 支払日を約定しているのに当日支払いがなかった。
- 取引先の事務処理手続きが遅れたことを理由に支払日に支払われなかつた。
- 納品後の受入れ検査に時間がかかったため、締日に間に合わず、支払が翌月回しになつた。
- 取直法の対象取引において、支払い期日が60日以内にも関わらず、支払い期日が経過しており、資金繰りが厳しい。



## CASE 2 買いたたき

- 取引先の社内予算単価が低減されたことを理由に、発注単価を一方的に引き下げられた。
- 発注単価がここ10年間、据え置かれている。
- 取引先の社内コスト引下げへの協力のため、一律一定額の引下げを指示された。
- 急ぎの品ということで、土日なく作業をして仕上げたが代金は通常のままだつた。



## CASE 3 代金の減額・値引き

- 発注者が事業不振のため、「協力」を理由に代金額から一定額を差し引かれた。
- 「出精値引き」と称して発注者が一方的に代金額を差し引いた。
- 原材料価格が下落したために受注価格の値下げに応じたが、過去半年に遡って適用された。  
※順番の変更



## CASE 4 価格交渉・一方的な代金決定

- 人件費等の増加分を発注価格に盛り込みたいと発注者に求めたが、交渉に応じない。
- 代金の引き上げについて協議を求めたが、回答を引き延ばされ、協議に応じない。
- 相手方から代金の引き下げを要請され、引き下げの理由の説明を求めて、具体的な理由の説明や根拠資料の提供がなく、一方的に代金が引き下げられた。



# こんな悩みを抱えていたら、取引かけこみ寺へご相談を！

地方公共団体における官公需(契約・取引)に関する相談があった場合には、該当する地方公共団体の相談窓口を紹介いたします。

## CASE 5 不当なやり直し

- 発注内容が途中で変更され、追加作業が発生したにも関わらず、受注代金は変更されなかつた。
- 納品後に仕様変更があり、追加的な作業を無償でさせられた。
- 検査基準の明示がないまま不良品とされ、手直しをさせられた。  
※順番を変更



## CASE 6 不当な受取拒否・返品

- 在庫の余剰を理由に、受注部品を受領してくれなかつた。
- 発注者の取引先からの納品延期を理由に、受注部品を受領してくれなかつた。
- 不良品の基準を知らされていないため、なぜ不良返品となるのかわからない。
- 発注品のブランド品をOEM製造しているが、市場で売れ残ったことを理由に引き取りを強要された。



## CASE 7 不当な経済上の利益提供

- 量産終了から定期間が過ぎた後に、長期間発注を行わないで、無料で金型、木型等の型・治具を保管させられた。
- 貨物運輸を委託している相手に取引とは関係のない貨物の積み下ろし作業をさせられた。



## CASE 8 知的財産権の侵害

- 図面の開示を求められたので応じたところ、その図面を使って他会社に発注されてしまった。
- WEBデザインの制作を受注し、制作後確認依頼のため提出したが、当該制作物を発注者が無断で第三者に売り渡してしまつた。
- 試作品の製造を発注して作業したが、完成後に当社の独自ノウハウに関する部分も無償提供を要求された。

